

秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成29年8月

秋 田 県

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1章 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の背景及び目的 | 1 |
| 第1節 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定に至る背景と経緯 | 1 |
| 1 | 処理計画策定の背景 | 1 |
| 2 | P C B廃棄物処理に関する経緯 | 1 |
| 第2節 | 計画の目的・意義及び基本的方向 | 3 |
| 1 | 計画の目的 | 3 |
| 2 | 計画の期間 | 3 |
| 3 | 計画の性格及び意義 | 3 |
| 4 | 計画の基本的方向 | 3 |
| 第2章 | P C B廃棄物の発生量・保管量及び処分量の見込み | 5 |
| 第1節 | P C B廃棄物の現状 | 5 |
| 1 | P C Bの構造、性質、用途 | 5 |
| 2 | P C B廃棄物の法規制と保管量の実態 | 5 |
| 第2節 | 発生量及び処分量の見込み量 | 7 |
| 1 | P C B廃棄物の発生量 | 7 |
| 2 | 発生量の推計方法 | 7 |
| 3 | 処分見込み量の算定 | 7 |
| 第3章 | P C B廃棄物処理体制の確保 | 8 |
| 第1節 | 全国における処理体制の現状 | 8 |
| 1 | P C B廃棄物処理拠点施設の整備状況 | 8 |
| 2 | P C B廃棄物の処理技術 | 10 |
| 3 | P C B廃棄物の収集運搬 | 11 |
| 第2節 | 処理体制確保のための方策 | 11 |
| 1 | 適正保管のための方策 | 11 |
| 2 | 適正な収集運搬のための方策 | 11 |
| 3 | 効率的な処理体制の確保のための方策 | 11 |
| 第3節 | 広域的な処理体制と処理施設の整備 | 12 |
| 第4章 | P C B廃棄物の適正処理の推進方策 | 13 |
| 第1節 | 确实・適正な処理体制の確保と推進 | 13 |
| 1 | 関係機関の責務と役割 | 13 |
| 2 | P C B廃棄物の計画的な処理の推進 | 14 |
| 3 | 未届出P C B廃棄物の把握及びP C B使用製品等の処理 | 14 |
| 第2節 | 適正処理推進のための監視、指導等 | 15 |
| 第3節 | その他 | 15 |

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の背景及び目的

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定に至る背景と経緯

1 処理計画策定の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性に優れており、変圧器、コンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきました。

しかし、昭和43年、カネミ油症事件の発生等をきっかけに、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降その製造が行われず、使用を終えたものは廃棄物としてその保管が義務付けられています。

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において高温焼却法により国内初の処理が行われ、その後、全国各地で広域処理の検討がなされましたが、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念等から処理施設周辺の住民の理解が十分に得られず、処理体制の整備が停滞し、30年以上にわたる長期の保管が続いていました。そのため、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念されていました。

世界的にも、PCBを全く使用していない地域（北極圏）での環境汚染が判明したことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）」が採択され、国際的な規制の取組が始まりました。

この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃と平成40年までの適正な処分などが定められており、欧米諸国ではその処理が既に進められています。

我が国においても、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が公布され、同年7月から施行されました。

この法律により、PCB廃棄物の保管事業者（以下「保管事業者」という。）は、毎年度保管状況等の届出をするとともに、平成28年7月までに確実かつ適正に処分することが義務付けられました。

国では、全国的なPCB廃棄物処理の方向を明らかにするため、環境事業団（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」、以下「JESCO」という。）に拠点的な処理施設を整備させ、その処理事業に当たらせることとしました。

2 PCB廃棄物処理に関する経緯

国は、PCB特措法第6条に基づき、全国的なPCB廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB処理基本計画」という。）」を平成15年4月に策定し、PCB廃棄物の広域処理事業を打ち出しました。

本県を含む東北・北関東・甲信越及び北陸15県のPCB廃棄物の処理については、処理施設の目処が立たない状況であり、平成15年11月に国及び各県から既に処理施設の立地が確定していた北海道及び室蘭市に対し、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（以下「15県」という。）を加えた地域を対象とする事業地域拡大

の要請を行いました。

北海道及び室蘭市では、室蘭市において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されとの判断から、安全を確保するための受入条件の承諾を前提に、平成16年3月、国からの要望や本県を含む各県の要望が受諾されました。これを受け国は、平成16年5月にPCB処理基本計画を変更し、北海道PCB廃棄物処理事業（以下「北海道事業」という。）の対象地域を北海道及び15県としました。

また、平成16年7月には、北海道、室蘭市及び15県からなる北海道事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）が設置され、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項やPCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を行うこととしました。

このような中、北海道事業では、PCBを使用した高圧変圧器及び高圧コンデンサー、廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「高圧変圧器・コンデンサー等」という。）を処理する施設が平成20年5月に、安定器等・汚染物を処理する施設が平成25年9月に操業を開始しています。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となとなりました。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明したため、国では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物を追加し、その後、当該制度を活用した処理が平成22年から始まりしました。

状況が変化する中、国では、PCB特措法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、PCB処理基本計画策定後10年が経過したことを契機に、今後のPCB廃棄物の適正処理推進対策について検討を行い、POPs条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するために、全国5か所あるJESCOのPCB処理事業所の能力を最大限活用し、従来 of 事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の受諾を得て、平成26年6月にPCB廃棄物処理計画を変更しました。

北海道事業においては、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている安定器等・汚染物の処理を行うことなどについて、北海道及び室蘭市に要請がなされ、北海道及び室蘭市では、住民説明会を開催するなどして要請内容の検討を行った結果、安全操業などに係る受入条件を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾しました。

しかし、このような状況下で、高濃度PCB廃棄物をJESCOに処分委託していない事業者や使用中の高濃度PCB使用製品が多数存在する等、処理期限内での処分完了が容易でない状況にあることから、国は平成28年5月にPCB特措法の改正、同年7月にPCB処理基本計画の改訂を行い、高濃度PCB廃棄物の早期かつ安全な処理を完了するために必要な追加措置を講じました。

第2節 計画の目的・意義及び基本的方向

1 計画の目的

秋田県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国が策定するPCB処理基本計画に即し、秋田県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度からPCB特措法で定めるPCB廃棄物の処理期限である平成38年度までとします。

3 計画の性格及び意義

PCB廃棄物をPCB特措法で定める期限内に確実に処理していくためには、国、県、市町村を始め保管事業者、収集運搬事業者、処理事業者など多くの関係事業者が、PCB廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、機能的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

本計画は、PCB特措法の趣旨に従い、秋田県におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本指針としての性格を有し、県民を始めPCB廃棄物処理事業に関係する機関や事業者などが、本計画の遂行に協力していくことが求められます。

本計画において、具体的な取組の考え方や方針を明らかにしていくことは、北海道事業の広域処理施設（以下「広域処理施設」という。）周辺の生活環境の保全と住民の理解を一層深め、今後の処理事業の推進に役立つものと期待されます。

4 計画の基本的方向

本計画は、PCB処理基本計画を踏まえ、次の事項を基本原則とします。

- (1) PCB廃棄物のうち、高圧変圧器・コンデンサー等については平成33年度末までに、安定器等・汚染物については平成34年度末までに、北海道事業において処理を終えます。ただし、PCB特措法第10条第3項及び同法第18条第2項に定める要件を満たす場合は、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（以下「特例処分期限日」という）までに処理を終えます。
- (2) PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理施設及び無害化処理認定施設（以下「無害化処理認定施設等」という。）を活用して、平成38年度末までに処理を終えます。
- (3) PCB廃棄物であって、PCBによる汚染の程度が一定値以下のもの（以下「低濃度PCB含有廃棄物」という。）については、無害化処理認定施設等を活用して、平成38年度末までに処理を終えます。
- (4) 広域処理施設における計画的な処分や安全で効率的な収集運搬を確保するために、

広域処理に適した収集運搬の体制整備を図ります。

- (5) 広域処理施設の運転に伴う環境監視や情報の提供について、北海道、15県及び1都3県（以下「関係都県」という。）が連携した取組を行います。

第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の現状

1 PCBの構造、性質、用途

PCBは、ビフェニル骨格（ $C_{12}H_{10}$ ）の水素が塩素で置換されたものの総称であり、209種類の異性体を有します。このうち、コプラナーPCBは、ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に位置付けられる物質です。

また、PCBは、残留性有機汚染物質の一つであり、脂肪に溶解易いという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、皮膚毒性、肝毒性、神経毒性などの様々な症状を引き起こすことが報告されています。中でも、コプラナーPCBは強い毒性を有することで知られています。

PCBは、化学的に安定、熱的に分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な性質を有していることから、主として変圧器やコンデンサー等の絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノーカーボン紙などの感圧複写紙など広い用途で使われていました。

2 PCB廃棄物及びPCB使用製品の法規制と保管量の実態

PCB特措法第2条第1項により、規制の対象となるPCB廃棄物の定義は、「ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの。」とされており、PCB特措法第2条第3項により、規制の対象となるPCB使用製品の定義は、「ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品をいう。」とされています。また、保管事業者は、毎年度のPCB廃棄物の保管状況等及びPCB使用製品の廃棄の見込み等（以下「保管状況等」という。）を都道府県知事又は政令市への届出が義務付けられており、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっています。

本県においては、各保健所並びに秋田市へ保管状況等の届出がなされており、平成27年3月31日現在の高濃度PCB廃棄物保管状況（使用中を含む）は表-1、低濃度PCB廃棄物の保管状況等は表-2のとおりです。

表－１ 県内の高濃度ＰＣＢ廃棄物保管等届出状況（平成２７年３月３１日現在）

| 廃棄物の種類 | 単位 | 保管量※１ | 使用量※２ (発生量) | 処分見込み量 (保管量＋発生量) |
|--------------------|--------|-------|----------------|---------------------|
| 高压変圧器 | 事業所数 | ４ | １１２ | １１６ |
| | 台数 | ５ | １７４ | １７９ |
| 高压コンデンサー | 事業所数 | ８４ | ６４ | １４８ |
| | 台数 | １５５ | ２９４ | ４４９ |
| 低压変圧器 | 事業所数 | １ | ０ | １ |
| | 台数 | １ | ０ | １ |
| 低压コンデンサー | 事業所数 | １１ | １ | １２ |
| | 台数 | １３６ | １ | １３７ |
| 柱上変圧器 | 事業所数 | ０ | ２ | ２ |
| | 台数 | ０ | ５ | ５ |
| 安定器 | 事業所数 | ６１ | ０ | ６１ |
| | 個数 | ８６０３ | ０ | ８６０３ |
| ＰＣＢ | 事業所数 | ０ | ０ | ０ |
| | 重量(kg) | ０ | ０ | ０ |
| ＰＣＢを含む油 | 事業所数 | １ | ０ | １ |
| | 重量(kg) | １７５９ | ０ | １７５９ |
| 感圧複写紙 (ノーカーボン紙) | 事業所数 | ０ | ０ | ０ |
| | 重量(kg) | ０ | ０ | ０ |
| ウエス | 事業所数 | ３ | ０ | ３ |
| | 重量(kg) | ０．６７６ | ０ | ０．６７６ |
| その他機器 | 事業所数 | １ | ７ | ８ |
| | 台数 | １ | ８ | ９ |
| 汚泥 | 事業所数 | ０ | ０ | ０ |
| | 重量(kg) | ０ | ０ | ０ |
| その他 | 事業所数 | ０ | ０ | ０ |
| | 重量(L) | ０ | ０ | ０ |

※１ 保管量は、ＰＣＢ特措法に基づく保管量の報告による。

※２ 使用量（発生量）は、ＰＣＢ特措法による保管届出の際の使用報告及び電気事業法によるＰＣＢ使用工作物の報告による。

表－２ 県内の低濃度PCB廃棄物保管等届出状況（平成27年3月31日現在）

| 廃棄物の種類 | 単位 | 保管量※1 | 使用量※2 (発生量) | 処分見込み量 (保管量+発生量) |
|--------------------|--------|-------|----------------|---------------------|
| 高压変圧器 | 事業所数 | 26 | 5 | 31 |
| | 台数 | 37 | 8 | 45 |
| 高压コンデンサー | 事業所数 | 6 | 0 | 6 |
| | 台数 | 12 | 0 | 12 |
| 低压変圧器 | 事業所数 | 0 | 0 | 0 |
| | 台数 | 0 | 0 | 0 |
| 低压コンデンサー | 事業所数 | 1 | 1 | 2 |
| | 台数 | 2 | 2 | 4 |
| 柱上変圧器 | 事業所数 | 6 | 0 | |
| | 台数 | 12 | 0 | 12 |
| 安定器 | 事業所数 | 1 | 1 | 2 |
| | 個数 | 157 | 20 | 177 |
| PCB | 事業所数 | 1 | 0 | 1 |
| | 重量(kg) | 213 | 0 | 213 |
| PCBを含む油 | 事業所数 | 9 | 0 | 9 |
| | 重量(kg) | 2591 | 0 | 2591 |
| 感圧複写紙 (ノーカーボン紙) | 事業所数 | 0 | 0 | 0 |
| | 重量(kg) | 0 | 0 | 0 |
| ウエス | 事業所数 | 12 | 0 | 12 |
| | 重量(kg) | 635 | 0 | 635 |
| その他機器 | 事業所数 | 180 | 55 | 235 |
| | 台数 | 715 | 114 | 829 |
| 汚泥 | 事業所数 | 0 | 0 | 0 |
| | 重量(kg) | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 事業所数 | 1 | 0 | 1 |
| | 重量(L) | 4000 | 0 | 4000 |

※1 保管量は、PCB特措法に基づく保管量の報告による。

※2 使用量（発生量）は、PCB特措法による保管届出の際の使用報告及び電気事業法によるPCB使用工作物の報告による。

第2節 発生量及び処分の見込み量

1 PCB廃棄物の発生量

PCBは、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」により、その製造、輸入及び新たな使用が禁止されています。しかしながら、昭和49年以前から使用されているものについての法的規制はなく、現時点でも変圧器や安定器など使用されているものも存在します。これらは、いずれ使用終了後に廃棄物となることから、発生量として見込む必要があります。

使用中のPCBの大部分は電気機器に含まれ、電気事業法によりPCB使用電気工作物の報告が義務付けられていることから、電気事業法の所轄官庁である関東東北産業保安監督部を通じて、その使用状況を把握しています。電気事業法による報告がない事業所でPCB特措法による保管届出の際に使用報告があった場合は、その事業所を加え合計としています。秋田県内の平成27年3月31日現在の使用状況は、表-1及び表-2のとおりです。

2 発生量の推計方法

使用中のPCBを含む電気機器類等の廃棄物への転換量を推計することは、耐用年数が一定ではなく容易ではないことから、使用中の電気機器類等は、すべてPCB特措法で定める処理期限である平成38年度末までに計画的に使用を中止し、廃棄物となることを見込んで算出します。

3 処分見込み量の算定

処分見込み量は、【保管量+発生量】で算定されます。秋田県内の処分見込み量は、表-1及び表-2のとおりです。

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

第1節 全国における処理体制の現状

1 PCB廃棄物処理拠点施設の整備状況

国は、JESCOを活用して地元の地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきました。平成13年11月、西日本17県分を処理する北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、平成14年10月に豊田事業、平成14年11月に東京事業、平成15年2月に大阪事業及び北海道事業が認可されました。また、平成16年6月に事業対象区域を拡大して北海道事業の実施について認可され、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備されました。

その後、国では、日本全体のPCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまで整備したJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、表-3のとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物及び事業の時期等を定め、処理の促進を図ることとしています。

高圧変圧器・コンデンサー等については、各事業所において設備の改造に加え、処理が困難な一部の処理対象物は、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、また、安定器等・汚染物については、北九州及び北海道のPCB処理事業所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪、豊田、東京のPCB処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととしています。

なお、保管事業者及びPCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設け、また、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、事業終了準備期間を設けています。

また、微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物（以下、これらを「低濃度PCB廃棄物」と総称する。）については、無害化処理認定施設等で処理することとしています。

表-3 全国におけるPCB廃棄物拠点的広域処理施設の整備状況

| 事業名 (実施 場所) | 処理対象 | 事業対象地域 | 事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物 | 施設能力 | 事業の時期 | |
|--|---------------------------|---|---|-----------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| | | | | | 計画的処理完了 期限 | 事業終了準備 期間 |
| (福岡 県北九 州市若 松区響 町1丁 目) | 高圧変圧 器・コン デンサー 等 | A地域 | C地域の車載変 圧器の一部、D 地域のコンデン サーの一部 | 1.5トン/日 (ポリ塩化 ビフェニル 分解量) | 平成31年3月31 日 | 平成31年4月1 日から 平成34年3月31 日まで |
| | 安定器等 ・汚染物 | A地域、B地域 及びC地域(大 阪及び豊田PC B処理事業所 における処理対 象物を除く。) | | 10.4トン/日 (安定器 等・汚染物 量) | 平成34年3月31 日 | 平成34年4月1 日から 平成36年3月31 日まで |
| 大阪 (大阪 府大阪 市此花 区北港 白津2 丁目) | 高圧変圧 器・コン デンサー 等 | B地域 | C地域の車載変 圧器の一部及び 特殊コンデンサ ーの一部、E地 域の特殊コンデ ンサーの一部 | 2.0トン/日 (ポリ塩化 ビフェニル 分解量) | 平成34年3月31 日 | 平成34年4月1 日から 平成37年3月31 日まで |
| | 安定器等 ・汚染物 | B地域(小型電 気機器の一部に 限る。) | | | 平成34年3月31 日 | 平成34年4月1 日から 平成37年3月31 日まで |
| 豊田 (愛知 県豊田 市細谷 町3丁 目) | 高圧変圧 器・コン デンサー 等 | C地域 | B地域のポリプ ロピレン等を使 用したコンデン サーの一部 | 1.6トン/日 (ポリ塩化 ビフェニル 分解量) | 平成35年3月31 日 | 平成35年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |
| | 安定器等 ・汚染物 | C地域(小型電 気機器の一部に 限る。) | | | 平成35年3月31 日 | 平成35年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |
| 東京 (東京 都江東 区青梅 3丁目 先) | 高圧変圧 器・コン デンサー 等 | D地域 | C地域の車載変 圧器の一部、E 地域の大型変圧 器の一部 | 2.0トン/日 (ポリ塩化 ビフェニル 分解量) | 平成35年3月31 日 | 平成35年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |
| | 安定器等 ・汚染物 | D地域(小型電 気機器の一部に 限る。) | 北九州及び大阪 PCB処理事業 所から発生する 廃粉末活性炭 | | 平成35年3月31 日 | 平成35年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |
| 北海道 (北海 道室蘭 市仲町) | 高圧変圧 器・コン デンサー 等 | E地域 | | 1.8トン/日 (ポリ塩化 ビフェニル 分解量) | 平成35年3月31 日 | 平成35年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |
| | 安定器等 ・汚染物 | D地域及びE地 域(東京PCB 処理事業所にお ける処理対象物 を除く。) | | 12.2トン/日 (安定器 等・汚染物 量) | 平成36年3月31 日 | 平成36年4月1 日から 平成38年3月31 日まで |

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 PCB廃棄物の処理技術

PCBの処理技術及び分析技術に関する調査研究は、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められてきています。これらの技術が適正に開発され、利用できるよう、旧環境庁、旧通産省及び旧厚生省が連携して、技術ヒアリングや実証試験等に基づき、専門家による厳正な技術評価が行われてきました。

焼却を除く処理方法としては、PCB汚染物からのPCBの除去・分離技術やPCBの分解技術があります。そのうち、分解技術については、これまでJESCOの事業で採用の対象としてきたものとして、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法の5つの処理方式があります。

なお、国では、微量PCB汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の筐体について、安全かつ合理的な処理方策についても検討を進めています。

3 PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保が重要となります。

国においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的な考え方」を公表し、平成14年度に各分野の専門家による「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討しました。これらの結果を踏まえ、平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定するとともに、廃棄物処理法の政省令の一部改正を行い、PCB廃棄物の収集運搬等に係る基準の強化を図っています。

北海道は、同ガイドラインを基本とし、北海道の地域特性を踏まえた安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬を実施するための実務的な手引きとして「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」を策定しています。

また、国は、平成21年11月に、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定し、平成25年6月には、同ガイドラインに低濃度PCB含有廃棄物を対象として加えた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定しています。

第2節 処理体制確保のための方策

1 適正保管のための方策

PCBは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易ではありません。しかしながら、PCB特措法により、保管の届出が義務化されたことから、これらの実態が明らかになってきており、今後も潜在する未届け事業者などの発見や立入調査、さらには、不明・紛失に関する追跡調査などを徹底していく必要があります。また、保管状況が悪く、生活環境への漏出の可能性がある場合には、廃棄物処理法による改善命令などの措置を講ずることが必要になります。さらに、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度PCB廃棄物を処分期間内に処分することが困難となった事案については、

法第13条の規定により行政代執行を行うことができるとされています。

このため、適正な収集運搬を円滑に行うための立入調査を強化するとともに、地域ごとの説明会を開催するなど、保管している機器のPCB含有量などの実態の把握や適正管理が図れるよう保管事業者等を指導します。

2 適正な収集運搬のための方策

秋田県は、積雪寒冷地域でもあり、冬期間における路面凍結による輸送リスクもあることから、PCB廃棄物の運搬においても、危険をできるだけ回避する方策を検討する必要があります。

そのため、安全で安心できる収集運搬の手段、ルートなどについては、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の収集運搬等の基準及び国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本とし、「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針、緊急時の連絡体制等について、北海道及び関係都県と協議・調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応を行い、適正な収集運搬を確保することとします。また、無害化処理認定施設等への低濃度PCB廃棄物の搬入にあたっては、関係者に対して、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき、適正な収集運搬を行うよう指導することとします。

3 効率的な処理体制の確保のための方策

北海道事業では、北海道及び関係都県で保管及び使用されているPCB廃棄物を効率的に収集運搬、処理することが必要です。確実に期間内に処理するためには、次のとおり、PCB廃棄物を輸送、処理するための準備と処理の実施について、保管事業者及び使用事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要があります。

- (1) JESCOにおける計画的処理完了期限を見据えて、処理量の平準化と地域性を考慮し、広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。
- (2) 処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や所有事業者に対して、処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなど、処理に向けての十分な事前の周知を図る。
- (3) 処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等によって早期の処理が必要な場合は、処理実施計画にかかわらず収集運搬、処理ができることとする。

また、低濃度PCB廃棄物の処理の実施については、保管事業者や所有事業者に対し、立入検査、説明会などを通じて無害化処理認定施設等による処理体制の情報について十分周知を行い、期限内の処理完了に向けて、保管事業者や所有事業者における効率的な処理を促します。

第3節 広域的な処理体制と処理施設の整備

本県のPCB廃棄物については、JESCO北海道PCB処理事業所の拠点的広域処理施設及び無害化処理認定施設等において処理を行い、安全かつ適正な広域処理を推進します。

また、JESCO、北海道及び関係都県と連携して、効率的かつ計画的な収集運搬及び処理を進めるとともに、PCB廃棄物の早期処理について、国やJESCOに要請していきます。

第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

第1節 確実・適正な処理体制の確保と推進

1 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、県、市町村、保管事業者、所有事業者等多くの関係者が、以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的な推進に努めます。

(1) JESCOの責務と役割

- ① 安全性を確保した処理施設の整備及び健全な維持管理の確保
- ② PCB処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
- ③ 北海道事業に係る環境モニタリングの実施とその情報提供
- ④ 安全性に関する住民に対する説明
- ⑤ 広域協議会の運営への協力

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理業者の責務と役割

- ① 安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
- ② 処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開
- ③ PCB廃棄物処理に係る県の施策への協力

(3) 県の責務と役割

- ① 本計画の進行管理
- ② PCB特措法に基づく保管及び処分実態の把握と公表並びに保管事業者等への指導
- ③ 未処理PCB廃棄物等の把握
- ④ 国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」及びJESCOが策定する受入計画を踏まえた指導監督
- ⑤ 広域協議会への参画
- ⑥ 安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
- ⑦ 北海道事業に係る情報の提供
- ⑧ PCB廃棄物処理基金の造成への協力及びPCB処理に関する普及啓発

(4) 市町村の責務と役割

- ① PCB特措法に基づく保管及び処分実態の把握（PCB特措法第19条第1項の政令で定める市のみ）
- ② 住民及び保管事業者へのPCB関係情報の提供

(5) 保管事業者・所有事業者の責務と役割

- ① PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処分の実施
- ② PCB使用製品の確実な廃棄又はPCB使用製品からのPCBの除去
- ③ PCB特措法に基づく保管状況等に関する届出
- ④ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

(6) 収集運搬業者の責務と役割

- ① 廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守

- ② 国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」並びに「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
- ③ 計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

2 PCB廃棄物の計画的な処理の推進

JESCO北海道事業において、重視しなければならない収集運搬（積み卸しを含む。）及び処理施設における安全性の確保については、広域協議会等を通じて北海道、室蘭市及びJESCOと連携を密にしながら、その基本的な考え方や実施方法、収集運搬、処理期間中の管理方法及び緊急時の対応等について検討・実施していきます。

また、当該事業の実施に当たっては、JESCOとの一体的な処理体制を構築するとともに、搬入量の調整等については、北海道、室蘭市及び関係県と十分に協議・調整を行い、計画的な対応を図ります。

低濃度PCB廃棄物については、処理期限までに処理が行われるよう、保管事業者や所有事業者への立入検査等を通じて、早期処理の促進を図ることとします。

3 未処理PCB廃棄物の把握及びPCB使用製品等の処理

県は、PCB特措法に基づく届出がなされていないPCB廃棄物を把握するための掘り起こし調査を平成30年度の完了を目標として行うとともに、関係団体等に対して、PCB廃棄物に関する情報提供等の協力要請を行うなど、県内に潜在する未届出のPCB廃棄物の把握に努めます。

また、PCBを使用する電気工作物については、将来PCB廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、電気事業法に基づく報告情報を所有する関東東北産業保安監督部等と連携し、処理期限までの使用中止及び処理が行われるよう周知徹底を図ります。

なお、把握したPCB廃棄物やPCB使用製品等の保管状況等については、国、JESCO、電気工事事業者団体等と連携して、未処理事業者の一覧表に集約し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、立入検査等を通じて、期限内に確実に処理が行われるよう、必要な指導等を行います。

4 PCB処理施設立地自治体への協力

JESCO北海道事業において、室蘭市は重要な役割を果たしています。このため、県は、室蘭市のPCB廃棄物処理への貢献を認識し、PCB廃棄物の適正処理の推進に向け、可能な限り協力等を行います。

5 中小企業者等のPCB廃棄物処理促進に関する支援

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の一部に充てるため、平成13年度に、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成されるPCB廃棄物処理基金が、独立行政法人環境再生保全機構に設置されています。

県も、毎年度この基金に拠出して、引き続き保管事業者の処理を支援していきます。

第2節 適正処理推進のための監視、指導等

P C B 廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当することから、保管事業場における安全性を確保するため、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守するよう指導するほか、適宜、立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施します。

また、不法投棄の未然防止のため保管事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるとともに、不法投棄等の不適正処理事案が発生した場合には、廃棄物処理法、P C B 特措法等に基づき厳正に対処します。

第3節 その他

本計画をより実効性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況について点検することとし、国の処理基本計画の見直し、P C B 廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行い、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。